

[1] 一宮市食品衛生条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「食品衛生法」、「食品衛生法施行令」において、市は、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について条例を定めることとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
食品衛生検査施設の設備の配置の基準	食品衛生検査施設の設備の基準は、食品衛生法施行規則第 36 条第 1 項各号に定めるとおりとする。	食品衛生検査施設の設備の基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされていることから、愛知県と同じとしますが、高度・少頻度な試験検査については、当面の間、愛知県に委託することから、次のとおり追加することとします。 「ただし、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 29 条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が、都道府県若しくは他の保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。」
食品衛生検査施設の職員の配置の基準	食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出	<p>生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売の用に供するものに限る。）を加工し、又は調理して供与する業務を営もうとする者は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設ごとに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p>	<p>食品衛生法の改正により、許可を要する業種に加えて、届出制度も法定されたことに伴い、愛知県が定める生食用食肉の加工・調理施設に関する上乘せの届出制度は、規定しないこととします。</p>
食品の製造又は加工を行う営業等の届出	<p>1から4の営業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品又は添加物の製造又は加工を行う営業（食品衛生法第 52 条の許可を要する営業を除く。） 2 器具の製造を行う営業 3 容器包装の製造を行う営業 4 おもちゃの製造を行う営業 	<p>食品衛生法の改正により、許可を要する業種や公衆衛生に与える影響が少ない営業等を除いては、あらかじめ届出をしなければならないこととされたことに伴い、愛知県が定める届出制度は、規定しないこととします。</p>

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日